

佐渡市空き家改修費等補助金

佐渡市空き家情報システムに登録された物件に入居する方を対象に、改修費及び不要物撤去費の一部を補助します。



対象者

佐渡市空き家情報システムに登録された物件の売買契約が成立し、次のいずれかに該当する方。

- (1) 世帯全員が市内に住所を有していない方(市外に2年以上居住している方)で、改修する空き家に事業完了の日から5年以上居住する見込みの方。
- (2) 世帯全員が市内へ住所を移して1年以内の方(市外に2年以上居住していた方)で、改修する空き家に事業完了の日から5年以上に居住する見込みの方。
- (3) 東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く)から避難している方で、市内に住所を有し、改修する空き家に事業完了の日から5年以上居住する見込みの方。

※ただし、入居者が次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・過去にこの補助金の交付を受けた者
- ・市税を滞納している方(前居住地を含む)
- ・「佐渡市暴力団排除条例」第2条第1号又は第2号第2条第6号に規定する暴力団員
- ・3親等以内の親族から空き家を購入した場合

■補助金額

空き家改修に係る経費

× $\frac{1}{2}$

※改修工事に係る経費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数切り捨て)とし、50万円を上限、5万円を下限とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、上限を80万円とする。

- (1) 満年齢40歳未満の単身者の場合
- (2) 世帯夫婦の満年齢の合計が80歳未満の場合
- (3) 中学生以下の子供がいるひとり親家庭世帯である場合

不要物の撤去に係る経費

× $\frac{1}{2}$

※不要物の撤去に係る経費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数切り捨て)とし、20万円を上限、5万円を下限とする。

■申請方法

改修工事等に着手する10日前までに「空き家改修費等補助金交付申請書」に必要書類を添付して提出してください。事業着手後の申請は受付できませんのでご注意ください。(手続きの流れは裏面をご覧ください。)

■ 手続きの流れ



■ 留意事項

- (1) 空き家改修等のための工事については、市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人に施工を依頼すること。
- (2) 空き家の不要物の撤去については、市内に事務所又は事業所を有する一般廃棄物収集運搬業者または一般廃棄物処分業者が行うこと。
- (3) 当該空き家の所有者と売買契約を締結していること。
- (4) 国、県又は市の補助、助成等の対象となる改修等以外の空き家改修等に要する経費であること。
- (5) この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了すること。
- (6) 補助対象事業は、同一の補助対象者(その同居者等を含む。)につき1回限り、同一物件につき1回限り実施することができる。同一物件で空き家改修及び不要物の撤去をそれぞれ行うときは、これらを合わせて1事業として実施しなければならない。
- (7) 偽りその他不正行為があったとき、事業完了日から5年を経過する日までに改修住宅を取り壊しまたは売却したとき、完了日から5年を経過する日までに改修住宅から転居したとき等、佐渡市空き家改修費等補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

《制度に関する申請・お問い合わせ先》

佐渡市役所 移住交流推進課 移住交流推進係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232 TEL 0259-67-7153 FAX 0259-63-5125

E-mail: r-iju@city.sado.niigata.jp

佐渡島 移住・定住支援情報

ホームページ <https://www.city.sado.niigata.jp/site/iju/5422.html>

